

宗像市立自由ヶ丘中学校父母教師会規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この会は、宗像市立自由ヶ丘中学校父母教師会と称し、事務局を自由ヶ丘中学校内におく。

(目 的)

第2条 この会は、父母と教師が協力して、家庭、学校及び地域社会における、生徒の健全な育成を図ることを目的とする。

(活動方針)

第3条 この会は、前条の目的を達成するために、次の方針によって活動する。

- (1) 会員相互の学習により、教養を高めるとともに、教育に対する理解を深め、その振興につとめる。
- (2) 生徒の校外における生徒指導をすすめ、地域における教育・生活環境の改善、充実を図る。
- (3) 学校の管理運営については、その主体性を尊重し協力する。
- (4) 関係諸団体及び機関との連携を図る。
- (5) 特定の政党及び宗教にかたよらず、また営利を目的とする行為は行わない。
- (6) その他、この会の目的達成に必要な活動を行う。

第2章 組 織

(会 員)

第4条 この会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 本校に在籍する生徒の父母、またはこれに代わる保護者。
- (2) 本校に勤務する教職員。

(会員の権利義務)

第5条 会員はすべて同等の権利と義務を有する。

(役員)

第6条 この会に次の役員をおく。

会 長	1名	
副 会 長	3名	(男1、女1、 学校連携代表 1名)
書 記	3名	(内教職員1名)
会 計	2名	
顧 問	1名	(学校長)

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は、この会を代表し会務を統括する。また、総会及び運営委員会を召集する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長に事故のあるときはその職務を代行する。
学校連携代表は、**学校連携部会**等に参加し各校PTAとの交流に努める。
- (3) 書記は、総会及び運営委員会の議事の記録及びその保管を行い、また各種の会合について通知する。
- (4) 会計は、いっさいの会計事務を行い、総会において経理を報告する。
- (5) 顧問は、学校の代表者として、この会の活動に対し助言を行う。

(役員を選出)

第8条 役員は次に掲げる方法で選出する。

- (1) 役員は会員の中より選出する。
- (2) 会長、副会長、書記、会計及び会計監査委員は、選考委員会が選考し、総会の承認を得る。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 役員の仕事は1年とする。但し、再任を妨げない。
- (2) 役員に欠員が生じた場合は、選考委員会が後任を選考し、運営委員会の承認を得る。その仕事は、前任者の残任期間とする。

第3章 機 関

(機 関)

第10条 この会に次の機関をおく。

総 会
運 営 委 員 会
学 年・学 級 懇 談 会
地 区 懇 談 会

(総 会)

第11条 総会は次のとおりとする。

- (1) 総会はこの会の最高議決機関であって、全会員をもって構成する。
- (2) 定期総会は、年度始めに会長が召集する。
- (3) 臨時総会は、次の場合に会長が召集する。
 - ① 会長が必要と認めた場合。
 - ② 運営委員会が召集を要求した場合。
 - ③ 会員の10分の1以上の要望があった場合。

(総会の成立と議決)

第12条 総会の成立と議決は次のとおりとする。

- (1) 総会は委任状を含め、全会員の3分の1以上の出席をもって成立する。
- (2) 総会の議事は、委任状を含む出席者の過半数の同意により成立する。
但し、規約の改正には、出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

(総会の機能)

第13条 総会は次の事項を審議する。

- (1) 規約の制定及び改正
- (2) 年間事業計画及び活動の報告
- (3) 予算の決定及び決算の承認
- (4) 役員及び会計監査委員の承認
- (5) その他、会の運営に必要な事項

(運営委員会)

第14条 運営委員会は次の通りとする。

- (1) 運営委員会は、総会に次ぐ議決機関であって、本部役員、各専門委員会の代表者各2名及び臨時委員会の代表者各2名、校長並びに教職員若干名をもって構成する。(外部委員は除く)
- (2) 運営委員会は次の事項を審議する。
 - ① 総会に付議する事項の決定
 - ② 総会における議決事項の実施に関すること
 - ③ 各専門委員会の事業計画の承認
 - ④ 臨時委員会の設置の承認
 - ⑤ その他、会の運営に必要な事項

(学年・学級及び地区懇談会)

第15条 学年・学級懇談会及び地区懇談会は次のとおりとする。

- (1) 学年・学級及び地区懇談会は、会員相互の連絡及び交流をはかる場とし、この会の目的達成に協力する。
- (2) 学年・学級懇談会は、第16条に規定する成人教育委員会の学級選出委員が、必要に応じてこれを召集し主宰する。
- (3) 地区懇談会は、第16条に規定する地区委員会の地区選出委員が、必要に応じてこれを召集し主宰する。

(委員会)

第16条 この会に次の専門委員会をおく。委員選出については、細則に定める。

成人教育委員会
生活環境委員会
広報委員会
地区委員会
選考委員会
青少年育成委員会 (外部委員)

(委員会の任務)

第17条 各委員会は次の事項を行う。

- (1) 成人教育委員会
 - ① 会員の教育向上に関すること。

② 学年・学級懇談会の企画及び運営に関する事。

(2) 生活環境委員会

- ① 校内の生活指導に対する協力に関する事。
- ② 校内の環境整備に関する事。

(3) 広報委員会

- ① この会の広報紙の編集及び発行に関する事。
- ② 会員相互の情報伝達及び意見交換に関する事。

(4) 地区委員会

- ① 校外における生活指導及び環境の改善に関する事。
- ② 地区懇談会の企画及び運営に関する事。

(5) 選考委員会

- ① この会の会長、副会長、書記、会計及び会計監査委員の選出に関する事。

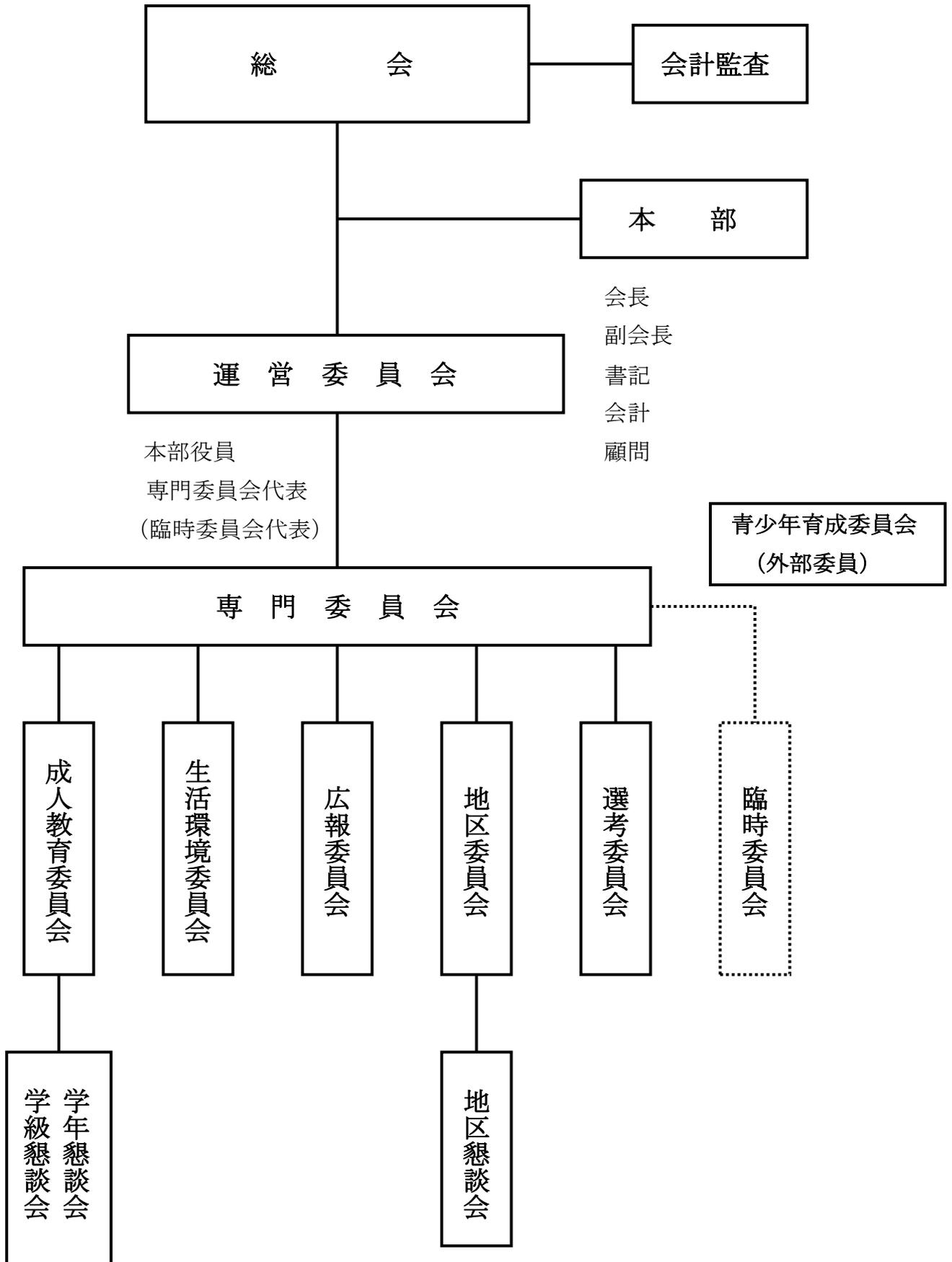
(6) 青少年育成委員会（外部委員）

- ① 自由ヶ丘地区コミュニティ運営協議会組織内の「青少年育成部会」に関する事。
- ② 中学校内の行事支援に関する事。

(臨時委員会)

第18条 運営委員会が必要と認めた場合は、臨時委員会をおくことができる。臨時委員会は、その任務を終了したとき、解散する。

自由ヶ丘中学校父母教師会組織図



第4章 会 計

(会 費)

第19条 この会の会費は、世帯単位とし、その額は総会において決定し、会員はこれを納めなければならない。

(会 計)

第20条 この会の会計は次のとおりとする。

- (1) 一般会計と特別会計を設ける。
 - ① 一般会計は通常業務を執行するための経理とする。
 - ② 特別会計は会が実施する特別事業及び報奨等の経理とする。
- (2) 経費は会費及びその他の収入をもってあてる。
- (3) 経理は総会において承認された予算に基づいて行われる。
- (4) 決算は会計監査を経て総会に報告し、承認を得なければならない。

(会計年度)

第21条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

(会計監査)

第22条 この会の会計を監査するため、2名の監査委員をおく。

- (1) 監査委員は、会員の中より選考委員会が選考し、総会の承認を得る。
- (2) 監査委員は、年度末に会計決算について監査し、その結果を総会に報告する。
- (3) 監査委員の任期は1年とする。
- (4) 監査委員に欠員が生じた場合は、選考委員会が後任を選考し、運営委員会の承認を得る。その任期は前任者の残任期間とする。

(附 則)

この規約は、昭和57年7月17日より実施する。

- | | | |
|------|----|----------|
| 一部改正 | 平成 | 4年4月25日 |
| 一部改正 | 平成 | 9年4月25日 |
| 一部改正 | 平成 | 10年4月24日 |
| 一部改正 | 平成 | 16年4月24日 |
| 一部改正 | 平成 | 17年4月23日 |
| 一部改正 | 平成 | 19年4月21日 |
| 一部改正 | 平成 | 26年4月26日 |
| 一部改正 | 令和 | 2年6月 1日 |
| 一部改正 | 令和 | 7年4月19日 |

宗像市立自由ヶ丘中学校父母教師会細則

(委員会)

第1条 委員会は次のとおりとする。

- (1) 成人教育委員会、生活環境委員会、広報委員会は、おのおの各学級より選出された委員1名及び教職員若干名をもって構成する。
- (2) 地区委員会は各地区ごとに選出された委員及び教職員若干名をもって構成する。
- (3) 選考委員会は各学級より選出された委員1名、学校長または教頭及び教職員代表1名をもって構成する。
- (4) 青少年育成委員会は各学級より選出された委員1～2名をもって構成する。
(PTA会員数を鑑みて、青少年育成部会との協議にて決定する。)
- (5) 各委員会の委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
(外部委員は除く。役職は「青少年育成委員会」に委任する。)
- (6) 委員の任期は、1年とする。但し、再任を妨げない。

(改正)

第2条 この細則の改正には、運営委員会における出席者の3分の2以上の同意を必要とする。改正の結果は、次の総会で報告しなければならない。

(附 則)

この細則は、昭和57年7月17日より実施する。

一部改正 平成15年4月22日

一部改正 平成16年4月24日

一部改正 平成17年3月14日

一部改正 令和 7年4月19日

宗像市立自由ヶ丘中学校父母教師会慶弔規定

1. 会員及び生徒の慶弔は次のように行う。
 - (1) 会員または生徒の死亡 5, 000円
 - (2) 会員の結婚 5, 000円
 - (3) 教職員の転任または退職 3, 000円 (花束、記念品)
2. 慶弔費は一般会計より支払う。
3. この規定の執行は本部役員会で協議し、運営委員会で承認を受ける。
4. この規定に疑義が生じた場合、または特別な場合は、本部役員会で協議し運営委員会で承認を受ける。

(附 記)

この規定は、昭和58年4月30日より実施する。

一部改正 平成10年4月24日

一部改正 平成16年4月 1日

宗像市立自由ヶ丘中学校父母教師会報奨規定

1. 学校行事及び部活動等において、学校に名誉をもたらし、多大な貢献を行った個人、または団体に対し報奨金を贈呈する。
2. 報奨金として、次の額を贈呈する。
 - (1) 個人 5, 000円
 - (2) 団体 30, 000円
3. 報奨金は特別会計より支払う。
4. この規定の執行は本部役員会で協議し、運営委員会で承認を受ける。
5. この規定に疑義が生じた場合、または特別な場合は、本部役員会で協議し運営委員会で承認を受ける。

(附 記)

この規定は、平成15年9月1日より実施する。

宗像市立自由ヶ丘中学校父母教師会旅費規定

1. この規定は、会長の承認により、会員がP T Aを代表して派遣される次の事項の場合に支給される旅費の、適正な支出をはかることを目的とする。
 - (1) 各種講演会、研修会等への出席及び関係諸施設の視察見学等
 - (2) 各種協議会等への出席及び関係諸団体との連絡等
2. 旅費は交通費、日当、宿泊費として次の額を支給する。
 - (1) 校区内の場合は、支給しない。
 - (2) 宗像市内の場合は、交通費（日当を含む）500円を支給する。
 - (3) 宗像市以外の場合は、交通費実費とし、日当500円を支給する。
(但し、自家用車を使用の場合は、交通費1,000円を支給する。)
 - (4) 終日派遣の場合は、日当1,000円を支給する。
 - (5) 宿泊費は実費とし、10,000円を限度として支給する。
 - (6) 自家用車の使用は任意であるが、事故の場合の保障についてはP T A保険の範囲内とする。
3. この規定の適用を受けた者は、所定の報告書を会計に提出しなければならない。
4. 旅費は一般会計より支払う。
5. この規定に疑義が生じた場合、または特別な場合は、本部役員会で協議し運営委員会で承認を受ける。
6. 外部委員は、「青少年育成委員会規程」に準ずる。

(附 記)

この規定は、昭和59年11月 1日より実施する。

一部改正 平成 9年4月25日

一部改正 平成15年4月 1日

一部改正 平成17年3月14日

一部改正 令和 7年4月19日